

鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月9日（火）第3458号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 2
- 土地改良区管理規程の変更の認可（2件）（農地整備課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 5
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 5
- 都市計画道路の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 6
- 平成30年度自衛官の募集（危機管理防災課取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 7
- 平成30年度准看護師試験公告（保健医療福祉課取扱い） 7
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 8

公 告

公 安 委 員 会 告 示

告 示

鹿児島県告示第924号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
有限会社ケアサービス研究所	始良市大山字小坂元69番	訪問看護ステーション優	始良市大山字小坂元69番	平成30年8月31日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第925号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
ケアライン株式会社	始良市東餅田154番地4	訪問看護ステーション優	始良市東餅田154番地4	平成30年10月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第926号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
川平歯科	南九州市穎娃町別府7058番地	平成30年10月1日	育成医療・更生医療
藤井クリニック	いちき串木野市春日町106-1	平成30年10月1日	育成医療・更生医療
中川整形外科	霧島市国分府中町33番17号	平成30年10月1日	育成医療・更生医療
やなせ整形外科	始良市平松2955番地3	平成30年10月1日	育成医療・更生医療
医療法人参篤会高原病院	曾於市末吉町栄町二丁目12の1	平成30年10月1日	育成医療・更生医療
みどり明星クリニック	鹿屋市輝北町市成2119番地2	平成30年10月1日	育成医療・更生医療
南さつま中央病院	南さつま市加世田本町37番地4	平成30年10月1日	更生医療
水間病院	伊佐市菱刈前目2125番地	平成30年10月1日	更生医療
山口内科	志布志市志布志町志布志3224番地9	平成30年10月1日	更生医療

鹿児島県告示第927号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により，平成30年7月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は，次のとおりである。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称，法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
			平成		

(株)イリオス 通商 顛娃工場 4340001000102 (南九州市)	同 左	サンコウ魚粉	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
南日本くみあい 飼料(株) 志布志工場 6340001004241 (志布志市)	同 左	くみあい配合飼料 たまごスーパー元 気	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 鹿児島JAチキン 前期C	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 鹿児島JAチキン 仕上M	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 強健ハイブリード	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 JA鹿児島黒豚用	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 子牛用びかいち	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 和牛移行期用くる びた	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 鹿児島黒牛一本気	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
錦江湾飼料 (株) 鹿児島工場 9340001001277 (鹿児島市)	同 左	NMG 3	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		NMG 5	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		NMG H	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(株)アクシー ズ 宮之城第二工場 5340001000258 (薩摩郡さつま 町)	同 左	チキンミール	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
		フェザーミール	30.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第928号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、平成27年2月10日付で十三塚原土地改良区の竹山ダム管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の竹山ダム管理規程の概要は、次のとおりである。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 貯水、放流又は取水に関する事項

(1) 水位

満水位 標高198.20メートル

低水位 標高172.20メートル

(2) 最大取水量

区分	1期		2期		3期		4期		年間 総取水量
	4月1日から 5月31日まで	6月1日から 9月30日まで	10月1日から 11月30日まで	12月1日から 3月31日まで	10月1日から 11月30日まで	12月1日から 3月31日まで	10月1日から 11月30日まで	12月1日から 3月31日まで	
最大取水量	毎秒0.503立 方メートル	毎秒0.805立 方メートル	毎秒0.503立 方メートル	毎秒0.319立 方メートル	毎秒0.503立 方メートル	毎秒0.319立 方メートル	毎秒0.503立 方メートル	毎秒0.319立 方メートル	4,010千 立方メー トル
一日最大 取水量	29,000立方メ ートル	47,000立方メ ートル	29,000立方メ ートル	19,000立方メ ートル	29,000立方メ ートル	19,000立方メ ートル	29,000立方メ ートル	19,000立方メ ートル	

(3) 責任放流量

放流量	木田堰地点での全量が下記のとおりとなるように放流量を制御	
期別	かんがい期	
	6月24日から 10月15日まで	非かんがい期 10月16日から 6月23日まで
ダム貯水量	50万立方メートル未満	木田堰地点全量 (毎秒0.560立 方メートルを限 度)
	50万立方メートル以上157万立 方メートル未満	木田堰地点全量 (毎秒0.835立 方メートルを限 度)
	157万立方メー トル以上	毎秒0.835立方メートルと水田用水量のうち大き な値

2 点検及び整備に関する事項

- (1) ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、堤体、ゲート等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。
- (2) 管理者は、ダム及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

- (1) 管理者は、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報又は洪水警報が発令されたときその他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制を執るとともに、関係機関との連絡等を行うものとする。
- (2) 管理者は、干ばつのおそれがあると認められたときは、水利用委員を招集し、委員会の意見及び指示を仰ぐものとする。

4 気象及び水象の観測に関する事項

管理者は、気象及び水象について定期的に観測する。

鹿児島県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、平成30年7月19日付で十三塚原土地改良区の竹山ダム管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の竹山ダム管理規程の概要は、次のとおりである。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 貯水、放流又は取水に関する事項

- (1) 水位
満水位 標高198.20メートル

低水位 標高172.20メートル

(2) 最大取水量

区分	期間	1期	2期	年間総取水量
		12月1日から 2月20日まで	2月21日から 11月30日まで	
最大取水量		毎秒0.225立方メートル	毎秒0.450立方メートル	3,680千立方メートル
一日最大取水量		13,000立方メートル	39,000立方メートル	

(3) 責任放流量

放流量	木田堰 ^{せき} 地点での全量が下記のとおりとなるように放流量を制御		
ダム貯水量	期別	かんがい期	非かんがい期
		6月24日から 10月15日まで	10月16日から 6月23日まで
50万立方メートル未満	1 木田堰 ^{せき} 地点全量 ≤ 毎秒0.560立方メートルの時は木田堰 ^{せき} 地点全量 2 水田用水量 ≥ 木田堰 ^{せき} 地点全量 ≥ 毎秒0.560立方メートルの時は木田堰 ^{せき} 地点全量 3 木田堰 ^{せき} 地点全量 > 水田用水量 > 毎秒0.560立方メートルの時は水田用水量 4 木田堰 ^{せき} 地点全量 > 毎秒0.560立方メートル > 水田用水量の時は毎秒0.560立方メートル	木田堰 ^{せき} 地点全量（毎秒0.560立方メートルを限度）	
50万立方メートル以上157万立方メートル未満	木田堰 ^{せき} 地点全量（毎秒0.835立方メートルを限度）と水田用水量のうち大きな値		木田堰 ^{せき} 地点全量（毎秒0.835立方メートルを限度）
157万立方メートル以上	毎秒0.835立方メートルと水田用水量のうち大きな値		毎秒0.835立方メートル

2 点検及び整備に関する事項

- (1) ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、堤体、ゲート等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。
- (2) 管理者は、ダム及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

- (1) 管理者は、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報又は洪水警報が発令されたときその他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制を執るとともに、関係機関との連絡等を行うものとする。
- (2) 管理者は、干ばつのおそれがあると認められたときは、水利用委員を招集し、委員会の意見及び指示を仰ぐものとする。

4 気象及び水象の観測に関する事項

管理者は、気象及び水象について定期的に観測する。

鹿児島県告示第930号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）第二あやまる地区の工事は、平成30年3月8日に完了した。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第931号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

鹿屋市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量：数値地形図データファイルの作成）
- 2 作業の期間 平成30年9月21日から平成31年3月20日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第932号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成30年9月25日から平成31年3月22日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市輝北町上百引地内

鹿児島県告示第933号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・94号催馬楽坂線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
鹿児島市上竜尾町、坂元町、東坂元二丁目、下伊敷町及び下田町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びに鹿児島市建設局道路部街路整備課
- 4 縦覧期間及び時間
平成30年10月9日から同月23日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第934号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成30年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
 - (1) 男子
自衛官候補生
 - (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
 - (1) 男子
平成30年10月9日から同年11月12日まで

(2) 女子

平成30年10月9日から同年11月12日まで

3 試験期日

平成30年11月24日

4 応募年齢

平成31年6月30日において18歳以上33歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

北薩地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年10月9日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
川内自興園	薩摩川内市百次町1110番地	社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団	鹿児島市鴨池新町1番7号	森 秀樹	平成30年10月1日	就労定着支援

公 告

平成30年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成30年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 試験の日時

平成31年2月15日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 試験の実施場所

(1) 鹿児島会場

鹿児島大学共通教育センター（鹿児島市郡元一丁目21-30）

(2) 大島会場

鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番3号）

3 受験願書等の受付期間

平成31年1月4日（金）から同月11日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成31年1月11日の消印のあるものまで受け付ける。

4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療人材確保対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2736

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第95号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年10月9日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pロードファラオ5T	豊丸産業株式会社	8P0476
ぱちんこ遊技機	Pロードファラオ1HB	豊丸産業株式会社	8P0544